

総長が特に命じる事務を担当する課長を総務部に置く件

- 第1 総務部に、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第10条第1項の規定に基づき、報道に係る事務について、総務部長を助け、及び総括整理させるため、報道担当課長（以下「担当課長」という。）を置く。
- 第2 担当課長は、第1に定める職務について、上司の命を受け事務を処理する。
- 第3 第1から第2までに定めるもののほか、担当課長に関し必要な事項は、総務部長が定める。